

令和6年第9回（12月）大潟村議会臨時会会議録

1. 開議日時 令和6年12月20日（金）午前10時00分～午前10時38分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦
計 12名		

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第80号 工事請負変更契約の締結について

報告第9号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和6年第9回大潟村議会臨時会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、齋藤牧人さんと、8番、松雪照美さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本臨時会の会期は本日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。よって会期は本日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第80号「工事請負変更契約の締結について」及び、日程第4、報告第9号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本臨時会に提案しております案件は、「工事請負変更契約の締結について」及び「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」の2件であります。

はじめに、議案第80号「工事請負変更契約の締結について」は、令和6年8月の臨時議会で議決を経た屋根防水等改修工事請負契約について、契約金額に変更が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を経るものであります。

次に、報告第9号の「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分報告」につきましては、議会の委任による村長の専決処分事項に指定された損害賠償の額の決定及び和解に関し専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番、黒瀬友基さん。

【4番：黒瀬友基議員】

4番、黒瀬友基です。

先ほど提出された議案第80号「工事請負変更契約の締結について」について、質問させていただきます。

1点目が、今回の差額が325万6,000円ほどかと思うのですが、この今回の変更箇所に関して、設計後に割れたガラスの取り替えの部分と、あとはそれに限らず全体のトッ

プライトのガラスのシーリングを全て行うというお話だったかと思うのですが、それぞれの費用、どれぐらいの割合での費用になっているのかということを1点、教えてください。

もう1点、今回の契約変更に際してですね、当初の設計額と請負額の比率から、今回の変更、追加分の設計額に対して同じ比率を掛け合わせての請負額の決定かと思うのですが、この考え方というのは一般的な考え方なのか、変更される場合に差額を出す方法としてその方法が一般的な形なのか、その2点を教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、今回増額されている金額の内訳ということだと思われますけれども、今回につきましては目隠しによりまして破損されている箇所、21枚のガラスの交換ということです。まず1つめがガラスの交換費用が約170万ほどかかるということです。それからその撤去費がプラスして約30万ほどです。さらに先ほど説明していたように、今回、目隠ししたことによって破損されているガラスはその箇所ではあるのですが、今回たまたま目隠しをしたことにより、それが要因となって割れたと思われますので、そもそもシーリング自体も硬くなっているということもありましたので、そのシーリング工事も合わせて行いたいということで、そちらの費用が約90万円ほどとなっております。これにそれぞれ諸経費などを含めましての総額が、出てきた金額ということでございます。

今回の工事につきましては、今回発注された工事とは全然違うわけではないかもしれませんが、やはり施工されてる業者さんの方でも、こちらについては引き続きガラス交換をしてきたこともありますので、今回の工事に合わせる形で、プラスする形で契約変更するということになりますので、そうした場合であれば、これまで同じように工事の請負の比率をかけた上で発注するというのでやっていますので、これが一般的なのかなというふうに思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

【4番：黒瀬友基議員】

いいえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

6番、菅原史夫です。

私からは、報告第9号についてお聞きしたいのですが、先ほど全員協議会でも説明を受けまして、あと議案書の方にも出ておりますが、今回、大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の法人の職員の運転による事故ということの損害賠償の額ということなのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、公用車を貸与してるということで、これはそういうふうな契約になっているのか。貸与している契約の内容を教えてくださいということが1点と、あとは一般的に、相手に貸した車で相手の過失で事故った場合、なぜ貸し手の方の保険を使わなければいけないのか、ちょっとその辺が非常に矛盾してると思うのですが、その辺について何でこういうふうな経緯になったのか説明をいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原史夫議員の、報告案件につきましてご説明いたします。

1点目の公用車の関係、貸与ということで先ほどご説明させていただいておりましたが、これにつきましては指定管理の際に、必要な車両、車椅子対応ですとかそういったものにつきましてはそれも踏まえて貸与しているというような、指定管理の契約の中でそういった契約となっているところであります。

2点目の、その職員の方の過失についてこちらで負担しなければならないのかというご質問につきましては、こちらについては説明が何回もかぶりますけれども、公用車として役場の方で登録している車両ということで、保険関係につきましても全国町村会共済ですか、そちらの方に保証等の関係の契約をしているということで、持ち物的には役場の方の所有物ということとなっております。そのため、今回その共済の修繕料といいますか、それを使って修繕を行ったというものとなります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

契約については指定管理の契約の中でというお話なのですが、業務上必要な車両ということで貸与しているということで、それはわかるのですが、今回の送迎については業務上の行為だったのかということが非常に曖昧なところなのかなというふうに思っています。ですので、これがそれに当たるというふうに判断したのかどうなのか、日常的に送迎という業務が発生したのか、その辺も確認したいと思います。

あと、車の持ち主は確かに役場なので役場の保険に入っているからということなのですが、今回、借り手の方の過失なのですよね、100%。確かに保険はこちらの方でかけているのですが、なぜそれで村の方がそれを負担しなければいけないのかということ、その辺の議論はしたのでしょうか、内部で。それもちよっとお聞かせください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原史夫議員の再質の方にお答えいたします。

1点目の、送迎について日常的に行われているかどうか、そういった判断につきましてですが、今回につきましては村営住宅に住所を有している方々、技能実習生ということで海外から来た方々になります。その方々も、今報道でもいろいろありますけれども、日本に来ることもなかなか少なくなっている、隣国の方がちょっと給金が高いとかそういったことで日本に来る方がなかなか少なくなっていると、ましてこの秋田まで来るとなればまた人は絞られてくるのかなというふうに思っておりますが、そういった方々のために月1回、潟上市飯田川にありますメルシティの方に買い物支援ということで、その送迎を月1回行っているということで、日常的に、例えばひだまり苑から村営住宅まで送迎しているということではないということになります。こちら職員としての福利厚生の一環かということで、こちらの方では判断したところになります。

2点目につきましては、ひだまり苑自体も共済の保険の方、村の建物ということで保険にも入っているということにはなりますが、今回お話しました2件分につきましてですが、車両については確かに、説明しておりますように共済保険の方に加入してそちらの方で修理を行っております。建物につきましてはひだまり苑の方で、煙突関係の修理の方はひだまり苑の方でその修理費用をお支払いしてると、今回は車両貸与も含めて指定管理の契約をしている村の方でその損害賠償金について、車両保険を使用しまして修理を行ったということになります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

1点目の送迎についてなのですが、まず、そういうふうな職員の福利厚生の一環だというふうな判断というの、それだったらこの公用車ではなくて他の車を使えばよかったような感じがするのですけれど、いずれこれが業務の一環なのかなというのは非常に疑問なところがあります。

あと、車の件なのですが、こちらに書いてあるとおり、確かに建物は指定管理側で、車

は村側で今回修繕の負担をするということが書いてあるのですが、先ほども質問しているとおり、借り手側の一方的な過失でこの事故が発生して、それなのに何でこの貸し手の村の保険を使わなければいけないのかということが知りたいのですよ。だからそこが、どうしてこの保険を使ったのか。確かに車の保険に入っているからその保険を使ったというのですけれども、使う理由がわからない。今回、これは報告なので、別に議決を取らないので、もう和解してしまったということなのですけど、私としてはここが非常に疑問で仕方がないのですけれども、それについて、はっきりしたお答えをいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時20分)

(午前10時22分)

再開いたします。

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原議員の再々質問の、1点目の方についてお答えいたします。

このキャラバンではなくて他の車でもよかったのではないかとということですが、こちらにつきましては先ほども言ったように、月1回、潟上市の方のメルシティで、総合的ないろいろな買い物を行うということで、非常に荷物が大きくなるといった面もあるというふうに聞いております。そのため、どうしても普通車ではちょっと対応しきれないということで、今回も乗車は運転手の方1名と技能実習生3名ということではありましたが、大きなワゴン車が必要であったということで、この買い物の際はこの車を使用しているという報告を受けているところです。

2点目につきましては、副村長の方からご説明いたします。

【議長：丹野敏彦】

工藤副村長。

【副村長：工藤敏行】

2点目についてお答えします。

まずは、今回の正和会さんの方に公用車を貸与しているというのは、指定管理者制度の前からまず公用車を貸与しているという経緯があります。そのまま指定管理に移行しましたので、うちの方としてもまず指定管理料の関係もございますので、そのまま公用車を貸与していると、現在に至っているということでございます。

所有者が村ということで、今まではご指摘のように村で保険をかけてきました。ただ、所有者と使用者がそれぞれ、使用者が要するに保険をかけることもできるようですので、そういったこと等ですね、これから指定管理料の問題もありますので、そういったことを

総合的に検討しながら、ご指摘のある部分についてはこれから検討しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時25分)

(午前10時25分)

再開いたします。

【副村長：工藤敏行】

すみませんでした。補足させていただきます。何で村が保険を払わなければいけないのかということですが、まず現在、所有者である村が保険料を払っているということで、そのまま容認した形で払わせていただいたということでもあります。

特に正和会さんの方に、その他の住宅関係のものは補償していただいていますので、その保険料だけは、保険に入っているということからですね、対象にさせていただいたということです、よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

他に質問ありますか。

菅原史夫さん。

【6番：菅原史夫議員】

そうだとしたら、こちらが使った保険料について正和会に請求する必要があると思いますが、結局、借り手の方の一方的な過失なので、その分は、便宜上たまたま保険はこちらでかけているのでこちらの方で保険は使いますが、その分、要するにかかった費用については、今回は当然、相手方、指定管理の方に請求する必要があると思うのですが、その辺はどうでしょう。

答弁をもらっていいですか。

【議長：丹野敏彦】

いいです。

暫時、休憩します。

(午前10時28分)

(午前10時29分)

再開いたします。

【議長：丹野敏彦】

工藤副村長。

【副村長：工藤敏行】

再度、お答えさせていただきます。

指定管理料の協議書を毎年結んでいるのですが、まずそこにはそういったことま

で明記されているわけではありません。それで根底には、公用車は保険料をついたものということで貸与するということが根底にありますので、今回は保険料は村で払わせていただきたいということでもあります。

ただ、これから再度、毎年協議を行うわけですが、こういった事案も出てきましたので、その辺りをどういうふうに、例えば過失があった場合は使用者の方に負担していただくとか、そういったことも少し協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【6番：菅原史夫議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

2番、菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

2番、菅原アキ子です。

先ほど、全員協議会でもご説明いただいたわけですが、議案第80号「工事請負変更契約の締結について」ですが、目隠しシートを行ったところだけ全てひび割れが発生したということですが、そもそも目隠しシートの工事を行わなければならなかった理由は何でしょうか。

それと、今回ガラス交換とシーリングの打ち替えを行うわけですが、この後の耐用年数はどれくらいを想定されているのでしょうか。

2点についてお願いしたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原アキ子議員のご質問にお答えいたします。

今回の窓ガラスの破損した箇所が目隠しした場所ということでもありますけれども、目隠しした場所につきましては、浴槽の天井部分になりますので目隠しをしたということになります。それはなぜかと言いますと、今回、屋根防水を行うことによりまして屋根全体に作業の方々が入りますので、万が一、覗くことはないかと思いたすけれども、浴槽に入られてる方もそういうふうな形で誤解を招くということも以前にあったようでしたので、そういうものを防止するためのものとして、目隠しシートをしたということでございます。

それから、今回割れたガラスの他にシーリング部分が硬直しているということもあります。それを追加で工事をお願いするということでもございますけれども、以前、シーリング工事をいつやったのかということでこちらもいろいろ調べましたが、平成22年にやは

り天窓のシーリング工事をしているようでございます。ですので、耐用年数が何年かといわれますと、一概に何年というのは私の知識不足でお答えできないのですが、10年以上はまず今回やると大丈夫なのかとは思いますが、いずれその時々気象状況にもよりますので必ずしもそれほど持つかということとはちょっと明言できませんが、そういうことで10年以上は多分大丈夫なのかということで思っております。

ただ、屋根の防水シートは保証年数が10年ということで伺っておりますので、10年は補助期間としてあるのかなということでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【2番：菅原アキ子議員】

シーリング工事、平成22年に一部行ったということですが、今回はこのシーリング工事は全部行うわけですねということで、ちょっとお願いしたいと思うのですが。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、伊東課長。

【産業振興課長：伊東 寛】

菅原アキ子議員の再質問にお答えいたします。

今回、窓ガラス補修に合わせまして行いますシーリング工事ですけれども、窓ガラスが割れたのは、窓ガラス自体が熱により膨張してそれに耐えきれずに割れたわけですが、本来であればそれを吸収するシーリングにある程度弾力性があればそこで吸収できたと思われるのですが、それがまずできなかったということでもあります。ですので、他のまだ割れてないガラスにつきましても、今回それに合わせまして追加でお願いしたいということと、またこの後、数年後にまた同じような形で窓ガラスが割れた際に、また施設の方の休館というのが考えられますので、そうであればこの際に、工事期間は約1週間ぐらいかかると思われますが、その期間になるべく今回の工事を全て終わらせたいと、考えられる工事を終わらせたいということもありまして、シーリング工事につきましては、割れていないガラスも全て改修するというところでございます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【2番：菅原アキ子議員】

いえ、ありません。終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第80号「工事請負変更契約の締結について」、原案に反対の方の発言を許します。

《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第80号「工事請負変更契約の締結について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第9回大潟村議会臨時会を閉会します。

(午前10時38分)